



リニューアル工事に伴う  
上尾市文化センターの休館

市民協働推進課 ☎775-4539  
☎775-9819

上尾市文化センターは平成28年8月から、耐震補強などの改修工事を行う予定です。このため工事期間と開館準備期間中の約1年間は、上尾公民館を含む施設全体が休館になります。

上尾市コミュニティセンター  
とイコス上尾の指定管理者  
を募集

市民協働推進課 ☎775-4539  
☎775-9819

上尾市コミュニティセンターとイコス上尾は平成18年4月から指定管理者制度を導入し、現在は平成23年4月から平成28年3月31日までの5年間を指定期間としています。平成28年4月からの上尾市コミュニティセンターとイコス上尾の管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。☑指定管理者募集要項(7月1日)から市民協働推進課で配布。市ホームページからダウンロードも可にある申請書に必要事項を記入して7月30日(木)・31日(金)に直接、市民協働推進課へ ※詳しくは、

第十回戦没者等の遺族に  
対する特別弔慰金

福祉総務課 ☎775-5118  
☎775-9846

指定管理者募集要項をご覧ください。

戦後70周年に当たり、国が改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給します。☑次の①～③を全て満たす人①戦没者などの死亡当時の遺族②平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける戦没者などの妻や父母などがいない③戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族のうち先順位の遺族1人」【支給の順位】①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得②戦没者などの子③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹④①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)で戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人【支給内容】額面25万円、5年償還の記名国債【請求期間】平成30年4月2日まで ※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので注意してください。☑直接、福祉総

アップスマイル商品券の  
予約を受け付けます

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090  
商工課 ☎777-4441・☎775-5024

市内の加盟登録店舗で利用できる、プレミアム付きアップスマイル商品券を販売します。購入するには予約の申し込みが必要になりますので注意してください。【販売価格】1冊1万円(共通券10枚、専用券3枚の13枚つづり) ※1人に付き10冊(10万円)までです。【受付】7月1日(水)～24日(金) ☑①インターネットからアップスマイル商品券専用ホームページ(☎http://www.ageocci.or.jp/appyken/) ②専用はがきから(24日消印有効) 上尾商工会議所、市役所1階総合案内、商工課(上尾市プラザ22内)、各支所・出張所にある ※いずれかの方法で、1人あたり1回の申し込み(複数回の申し込みは無効)です。申し込みが多数の場合は抽選を行い、結果をはがきで通知します。【利用期間】9月5日(土)～平成28年1月11日(祝) ※詳しくはアップスマイル商品券専用ホームページをご覧ください。



市政相談委員制度を  
ご利用ください

広報広聴課 ☎775-4918  
☎776-8873

市政相談委員は市政に対する苦情を受け、公正・中立的な立場で処理します。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。☑市政に対する苦情(原因となった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 ☑

臨時福祉給付金・子育て世帯  
臨時特例給付金の申請を

福祉総務課 ☎775-5118  
☎775-9846  
子ども支援課 ☎775-5120  
☎774-5342

【申請期間】8月3日(月)～平成28年1月29日(金) ☑7月下旬以降に支給対象になる可能性がある世帯に、お知

らせと申請書を送付予定 ※原則  
郵送で申請してください。

**子育て世帯臨時特例給付金**

【申請期間】12月1日(火)まで ※公務員の人で郵送での手続きを希望する場合は、返信用封筒を送付しますので、次の問い合わせ先に連絡してください。

■**両給付金についての問い合わせ**／上尾市臨時給付金コールセンターフリーダイヤル☎0800-805-8566(7月1日(水)～平成28年1月29日(金)9時17時(土)(祝)と12月29日～平成28年1月3日(日)を除く)、上尾市臨時給付金問合せ専用電話☎775-5182(7月1日(水)～12月28日(月)(土)(日)(祝)を除く)

※両給付金の制度・申請方法などについて詳しくは、『広報あげお』6月号または市ホームページをご覧ください。

■**制度に関する問い合わせ**／厚生労働省の2つの給付金専用ダイヤル☎0570-037-192

①**給付金詐欺に注意**

市職員や厚生労働省職員などが、ATM銀行・コンビニなどの現金自動預払機(ATM)の操作や手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報詐取」に注意してください。

# 介護予防事業に参加しませんか

高齢介護課 ☎775-4190・☎776-8872

市では、心や体の機能が低下し介護が必要な状態にならないよう、体を動かし脳を活性化させ、自立して生き生きと暮らしていくために介護予防事業を行っています。☑市内に在住の65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない応募用紙の「基本チェックリスト」の必要事項に該当

する人 ☑元気アップ教室運動・文化コース／1回150円 ※その他は無料です。☑応募用紙(高齢介護課、各支所・出張所、各地域包括支援センターにある)に必要事項を記入して、直接または郵送で8月10日(月)まで(必着)に高齢介護課へ(応募者多数の場合は抽選)

## 元気アップ教室 運動コース(10月～平成28年3月)

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
運動教室	毎週(火) 10:00～11:30	コナミスポーツクラブ 北上尾店	介護予防のための運動 ※主治医から運動を許可されている人が参加できます。	JR高崎線西側に 在住の介護予防 運動が必要な人	15人
	毎週(水) 13:30～15:00	パストーン浅間台			20人
	毎週(日) 10:00～11:30	あけぼの		JR高崎線東側に 在住の介護予防 運動が必要な人	12人
	毎週(土) 10:00～11:30	介護予防フィットネス あゆみ			20人
	毎週(土) 15:00～16:30	上尾メディカルクリニック			
	毎週(土) 10:00～11:30	日タトレはると 上尾本町			

## 元気アップ教室 文化コース(10月～平成28年3月)

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
健康カラオケ教室	毎週(水) 10:00～11:30	シダックス中妻店	講師とともに楽しく歌う	外出の機会が少ない人、 全般的な生活機能の低下 やうつに注意が必要な人	15人
	毎週(木) 10:00～11:30	シダックス原市店			10人
パソコン教室	毎週(水) 12:20～14:20	ハローパソコン教室 アリオ上尾校	パソコンで水彩画を描く		19人
スポーツ吹矢・ 粘土教室	第1・3(金) 13:30～15:00 第2・4(金) 10:10～12:10	ヨークカルチャーセンター 上尾(ショーサンプラザ5階)	スポーツ吹矢体験と粘土ク ラフト作成		

## 栄養講座・歯科講座

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
栄養講座	8月～平成28年1月	市内の公民館・集会所	栄養士による栄養改善講座	低栄養状態の改善が必要な人	なし
歯科講座			歯科医師または歯科衛生士による口腔機能向上講座	□口腔ケアが必要な人	

※日程・会場は申し込み後にお知らせします。

## 看護師による訪問

コース	とき	実施会場	内容	対象	定員
ほのぼの元気事業	おおむね3カ月間で 5回訪問	自宅	看護師による家庭訪問	認知機能の低下やうつに注意が必要な人	60人

## 市長へのはがき 「あなたの声を市政に」

広報広聴課 ㊟775・4918  
㊟776・8873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」でお聞かせください。

昨年度は、306件の貴重な意見を頂きました。意見の内訳は、環境・安全・みどりに関するものが64件、まちづくり・基盤整備関係が64件、教育・文化・スポーツ関係が49件、健康・福祉・医療関係が46件、行財政・窓口接遇に関するものが38件、保険・年金・税・証明関係が11件、その他が34件でした。

「市長へのはがき」は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、図書館、上尾市民体育館、上尾市文化センター、上尾市コミュニティセンター、イコス上尾に設置しています。

## 特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ㊟775・5123  
㊟776・8872

㊟おおむね次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母か養育者(所得制限あり)

り)①身体障害者手帳1～3級・4級の

一部の障害、または重度の内科的疾患がある②療育手帳の判定がA・A・Bである③精神障害などで①②と同程度である 【支給月額】(重度)51,100円、中度/34,030円 ※詳しくは問い合わせてください。土曜日は受け付けできません。

## 児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ㊟775・5120  
㊟774・5342

### ●児童扶養手当

父または母と生計を別にして児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。 ㊟おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合

は20歳未満)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者(所得制限など一定の要件あり)①父母が離婚した②父または母が死亡した③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄されている⑤父または母が裁判所からDV保護命令を受けた⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず出産した

## 【支給額】左表のとおり

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	42,000円	9,910円～41,990円
2人	47,000円	(9,910～41,990円)+5,000円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※4月から支給額が変更になりました。

### ●ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための制度です。 ㊟次のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり)①児童扶養手当受給資格者(前記、児童扶養手当欄を参照)②①以外のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と児童 【助成額】入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額と入院時食事療養標準負担額の2分の1

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なります。事

前に子ども支援課に問い合わせてください。

## 劇場、百貨店などでの火気の使用は申請を

予防課 ㊟775・1314  
㊟775・2230

劇場、百貨店、駐車場、飲食店などの不特定多数の人が利用する場所では、火気の使用(喫煙、裸火の使用、危険物品の持ち込み)を規制しています。

しかし事前に申請を行い、消防長が定める基準に適合している場合は、例外として必要最小限の範囲で火気の使用ができます(解除承認)。

8月1日(土)から解除承認の基準などの見直しを行いますので、詳しくは予防課に問い合わせるか市ホームページをご覧ください。

### ●解除承認が必要な例

劇場、百貨店などでの裸火の使用  
/物品販売店(延面積千㎡以上)などでの大量の危険物品の販売/飲食店(客席の床面積の合計100㎡以上)などでのカートリッジ式ガスボンベの持ち込み

### ●解除承認が不要な例

物品販売店などでの玩具煙火の販売(SFマーク付きで総火薬量が5<sup>キ</sup>未満)

東日本大震災で他地域に避難している住民の皆さんの特定健診・後期高齢者健診

保険年金課特定健診 ☎782-6494  
 (後期高齢者健診) ☎775-5125  
 ☎775-9827

宮城県、岩手県の一部市町村では、東日本大震災により住民票を異動しないで他地域に避難している人も、避難先で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。☎国民

健康保険、後期高齢者医療制度加入者のうち、次の市町村から住民票を異動しないで他地域に避難している人 **宮城県**／仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町 **岩手県**／盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村、九戸村 **【受診期間】**平成28年3月31日(木)まで **【検査内容】**特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など ※詳細な健診項目は医師が必要と認めた場合に実施します。市町村で独自に追加する検査項目やがん検診などは除きます。

☎①避難元の市町村に連絡②避難元の市町村から「受診券」、「実施医療機

関一覧」が送付される③健診機関に予約をする

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

保険年金課 ☎775-5125  
 ☎775-9827

保険料額納入通知書を郵送

後期高齢者医療保険料は、毎年、住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の所得に応じて算定します。平成27年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書を、7月中旬に郵送します。保険料は、全ての被保険者に掛かります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。均等割額と所得割率は県内均一です。なお年間の保険料の限度額は57万円です。

新しい保険証を郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(土)に更新になるため、新しい保険証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

負担割合

保険証には、医療機関などで受診する時の窓口負担割合が記載されて

います。この割合は、世帯状況と平成26年中の市・県民税の課税標準額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ別途通知します。

限度額認定証の申請を

後期高齢者医療保険加入者で住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額認定証」の申請ができます。医療機関窓口で認定証を提示することで入院した時の支払いが減額されます。※差額室料などの保険診療外は別途負担が必要です。☎後期高齢者医療被保険者証を用意して直接、保険年金課へ ※事前に電

【表1】負担割合を判定する所得基準

区分	医療機関の窓口負担	市県民税課税標準額
一般・低所得者	1割	145万円未満
現役並み所得者	3割	145万円以上

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民税非課税世帯です。  
 ※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表2】負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がある)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満	

話で発行可能か確認することができます。☎  
**■更新手続き**  
 限度額認定証は毎年8月1日に更新になります。すでに発行され、交付要件を満たす人には新しい限度額認定証を7月下旬に郵送します。☎  
 ※同一世帯内に住民税が課税されている人や、未申告の人がいる場合は申請できません。

## 介護保険 65歳以上の皆さんへ

高齢介護課 0775-5127  
0776-8872

### 介護保険料納入通知書を郵送

65歳以上(第1号被保険者)の皆さんへ「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。

介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)がありますが、年額18万円以上の年金・老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金を受給している人は、原則として特別徴収になります。年金天引きの開始時期については下図を参照してください。 ※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課へ相談してください。なお40〜64歳の人(第2号被保険者)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています。第2号被保険者の保険料は加入している健康保険組合へ直接問い合わせてください。

**介護保険料Q&A**

**Q** 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

**A** 介護保険制度では、40歳以上の

全ての人が保険料を納めることになっています。介護保険事業は皆さんが負担する保険料で運営しています。介護が必要となったときに安心して利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると、介護サービス利用のときに給付を制限することがありますので注意してください。

**Q** 年金天引きになっていますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？

**A** 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降の期間で調整します。

**Q** 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

**A** 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

### 介護保険負担割合証を郵送

従来、介護保険サービスの利用負担割合は原則1割でしたが、平成27年8月利用分から一定所得者の利用負担が2割(※注)になります。これに伴い、利用負担割合を記載した介護保険負担割合証(つぐいす色)を7

月中に郵送します。介護保険サービスを利用している場合、担当する介護支援専門員に郵送された介護保険負担割合証を提示してください。

※要介護認定のある人

※注 2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上の人です。ただし年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の人が2人以上いる世帯で34万円未満の場合は1割負担のままです。

### 負担限度額認定申請を

介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、対象となる人は食費と住居費の負担が軽減されます。現在発行している認定証は、7月31日(金)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する人は再度申請が必要です。平成26年7月〜平成27年6月に認定を受けている人には、7月上旬に案内通知と申請書を郵送します。 例次の①〜③の全てに該当する人①本人と世帯全員が住民税非課税②配偶者が本人と別世帯の場合、配偶者も住民税非課税③預貯金等が単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下 ※合計所得金額と課税年金収入額の合計額により、負担限度額が異なります。この認定は、平成27年度の課税状況な

【図】年金天引きの開始時期



年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月から介護保険料の年金天引きが開始されます。また年金の受給開始が6・8・10月の人は平成28年4月から、12月以降の人は平成28年6月以降から天引き開始になります。 ※受給手続き時期により、上記のとおりにならない場合があります。

どに基づいた審査を行うため、認定されない場合もあります。 申請書(高齢介護課にある)に必要事項を記入し、関係書類を添えて直接、高齢介護課へ ※申請日を含む月の1日から適用となります。

市長  
キラリ☆通心

さわやかな汗

市長 島村 穰



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。  
冷たい飲み物がひとときわおいしい季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

このところ、トップアスリートの方々にお会いする機会が重なりました。上尾市を拠点とする唯一の実業団女子バレーボールチーム「上尾メディックス」をはじめ、上尾市にゆかりのあるアスリートやチームが私たちの身近にいてくれることにうれしくなります。種目も、サッカー、バレーボール、野球、バスケットボール、スキー（ハーフパイプ、フリースタイル）、ボーリング、陸上（競歩）、ボートレース、オートレース、などと幅広い分野になります。

そして選手の皆さんの多くが、地元の中中学生や小学生を対象にスポーツ教室や講演会といったかたちで「恩返し」をしてくださっています。自らの磨き抜かれた技を惜しみなく伝えるその姿に、トップアスリートの方というのは心・技・体の全てを兼ね備えているのだと感心し、心から尊敬いたします。また、そこに参加した子どもたちも、選手の皆さんをキラキラした目で見つめています。

市民の皆さんが自然な形でスポーツに親しんでいるのは、昭和51年に宣言された誇るべき財産である「上尾市スポーツ都市宣言」があるからでしょう。前文には「私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育くみ、創造的で人間性あふれる上尾市を築く」とあります。まさにその通りで、今でも世代を問わずに市民のスポーツ活動が盛んです。スポーツの推進に取り組んでいる上尾市体育協会には、10支部と33のスポーツ・レクリエーション団体が所属してくださり、そこでの活動団体数（チーム数）は600団体、活動人数は18,000人にもなります。

私も若いころは、一生懸命野球をして汗をかいていました。特に中学生時代は、夏の暑さ、冬の寒さにも負けず練習を重ね、野球部創設以来初の県大会出場を果たしました。その時のことを思い出すと胸が熱くなります。若い頃からスポーツに親しんできたおかげで今でもスポーツ観戦は大好きですし、日ごろの公務にも元気に取り組む体力があります。

早いもので平成27年も折り返しとなります。皆さんは、元旦に思い描いた目標に近づいていますか。「人生50年」から「人生一世紀」といわれる昨今、生き生きと人生を過ごすには、体を動かすこと、仲間と楽しい時間を過ごすことが大切です。ぜひ、健康のためにもスポーツに親しんで、元気に夏を乗り切ってください。

第5回

キラリ☆あげお  
ご当地  
グルメ祭り

出店者募集

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

上尾産の農産物や市内の企業で造られた製品を取り入れたもの、または上尾らしさを表現した「ご当地グルメ祭り」を行います。来場者に1食につき1枚の投票券を配布して、お気に入りのグルメに投票してもらい上位の出店者を表彰し、実行委員会で商品のPRを行います。時11月7日(土)10時～15時30分 所ゆりが丘公園 対市内外で営業している店舗または団体 費5,000円(共益費分) 定10組 ※審査の上決定します。【出店規格】1テント(2.7×3.6m) 申込書(上尾商工会議所または商工課〈上尾市プラザ22内〉)にある。上尾商工会議所ホームページ〈http://ageocci.or.jp/〉または市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、8月10日(月)までに直接、キラリ☆あげおご当地グルメ祭り実行委員会(商工課内)へ

県指定無形民俗文化財

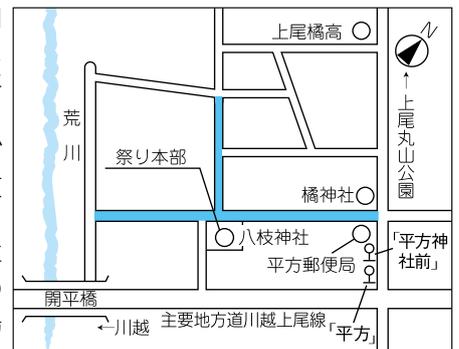
平方のどろいんきょ

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

時7月19日(日)13時～19時40分 所八枝神社(平方)周辺 対「平方祇園祭のどろいんきょ行事(平方のどろいんきょ)」は、平方上宿地区で悪疫退散・五穀豊穡を祈願し、白木造りの「隠居神輿」を若衆たちが担ぎ回って民家の庭などで転がし、水をまいて泥だらけになりながら激しくもみ合う勇壮な祭りです。



【交通】JR上尾駅西口から、市内循環バス「ぐるっとくん」「平方循環」「東西循環」で「平方神社前」バス下車、または東武バス「平方方面行」で「平方」バス下車 ※県立上尾橋高校の駐車場が臨時駐車場になります。



交通規制区域(開催時間内)  
※区域内は歩行者優先です。

## 私立幼稚園 就園奨励費補助金の申請

保育課 ㊟775-5044  
㊟774-5342

㊟上尾市に住民登録があり、私立幼稚園に通園している次の①か②の幼児がいる世帯①満3歳児／平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれで満3歳に達した後、幼稚園に入園した幼児②3～5歳児／平成21年4月2日～平成24年4月1日生まれの幼児 ※世帯の所得状況、子ども的人数により交付可否・補助金額を決定します。各幼稚園から申請用紙を配布していますので、まだ申請用紙が届かない世帯は保育課へ連絡してください。

## 国民年金保険料免除制度・ 若年者納付猶予制度

保険年金課 ㊟775-5137  
㊟775-9827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の全額が免除される「全額免除」、保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」、保険料の納付が猶予になる「若年者納付猶予制度」を利用してください。

### ●保険料免除制度

㊟次の①～⑥のいずれかに該当する人(学生を除く)①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている

### ●若年者納付猶予制度

㊟30歳未満の、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または右記の②～⑥に該当する人

### ●共通事項

【承認の効果】①承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な期間(最低25年)に含まれる②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる③年金額に一部反映される ※保険料の一部が免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は「未納期間」になります。若年者納付猶予制度は、年金額への反映はありません。【申請できる期間】申請日の2年1カ月前から平成28年6月分 ㊟年金手帳、印鑑、雇用の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合) 【追納】承認期間の保険料は10年まで遡って納付できます。 ※3年度目を経過し

## 婚姻歴のないひとり親家庭の人へ

# 「寡婦(夫)控除のみなし適用」を実施します

子ども支援課 ㊟775-5120・㊟774-5342

ひとり親家庭の経済的負担の軽減と子どもの健全な成長を支援するため、下表の事業について、婚姻歴のないひとり親家庭への支援として、寡婦(夫)控除のみなし適用をします。

寡婦(夫)控除のみなしとは、税法上配偶者と死別・離婚などをした人が受けられる住民税・所得税の「寡婦(夫)控除」を、婚姻歴のないひとり親家庭(扶養親族または生計を一にする子が20歳未満であること)にも

### 【寡婦(夫)控除のみなし適用対象事業一覧】

対象事業	受付・相談窓口
保育所・認定こども園・幼稚園(施設型給付)保育料/家庭的保育事業等(地域型保育給付)保育料/家庭保育室保護者負担軽減費補助金/病児・病後児保育利用料/保育所等延長保育料/市立保育所一時預かり保育利用料/私立幼稚園就園奨励費補助金	保育課 ㊟775-5121
母子生活支援施設入所負担金/助産施設入所負担金/自立支援医療(育成医療)/高等職業訓練促進給付金等の給付	子ども支援課 ㊟775-5120
児童発達支援センターつくし学園保護者負担金	つくし学園 ㊟786-4493
平方幼稚園利用者負担額	教育総務課 ㊟775-9469

同様に受けたとみなし、運用を行うものです。これにより婚姻の有無にかかわらず利用料などが減額されるなど、負担の軽減を図ります。

寡婦(夫)控除のみなし適用を受けるには「上尾市寡婦(夫)控除のみなし適用申請書」と戸籍謄本、その他必要に応じ所得証明書などの提出が必要です。なお、受付開始日が事業ごとに異なりますので、詳しくは、各受付・相談窓口にお問い合わせください。

対象事業	受付・相談窓口
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付等)/障害児通所支援(放課後等デイサービス・児童発達支援等)/自立支援医療(更生医療)/補装具費支給事業/日常生活用具給付事業(障害児者・難病患者)/移動支援事業/地域活動支援センター(ふれあいハウス・あけぼの)/日中一時支援事業/訪問入浴サービス事業/生活サポート事業/重度障害者居宅改善整備費支給事業/難聴児補聴器購入助成事業/重度心身障害者福祉手当/身体障害者の措置入所/知的障害者の措置入所/緊急通報システム	障害福祉課 ㊟775-5122

※みなし適用後も利用料などが変更にならない場合があります。利用料などの算定にのみ適用するもので、所得税や住民税そのものを控除するものではありません。

た期間の追納には加算金が付きま  
す。  
④直接 保険年金課へ(現年度に限り、  
各支所・出張所でも申し込み可) ※  
継続審査の対象者でない人は、毎年  
申請が必要です。

## 国民健康保険加入者の 皆さんへ

保険年金課(資格課税) ☎78216471

(給付) ☎77515136

☎77519827

### 新しい高齢受給者証を郵送

国民健康保険(国保)高齢受給者証  
(藤色)は、8月1日(土)に更新になる  
ため、新しい高齢受給者証を7月下  
旬に郵送します。有効期限が過ぎた  
高齢受給者証は、保険年金課または  
各支所・出張所へ返還するか、はさ  
みなどで切って処分してください。  
医療機関にかかる場合は、国保被保  
険者証(国保保険証)と高齢受給者証  
の両方を提示してください。なお今  
回送付する高齢受給者証の有効期限  
は10月31日までです。 ※10月下旬  
に11月1日から使用する保険証と高  
齢受給者証が一体化したカード型の  
ものを郵送します。

### ■負担割合

国保加入者は70歳の誕生日の翌月  
(1日生まれの方は誕生日)から75歳  
の誕生日の前日までは、高齢受給者

証を医療機関などの窓口で提示する  
ことで、負担割合が2割(誕生日が  
昭和19年4月1日までの人は1割)  
または3割になります。負担割合を  
判定する所得基準は左表のとおりで  
す。負担割合の判定は、同一世帯に  
いる70〜74歳の国保加入者の所得を  
基に行うため、同一世帯の人は同じ  
負担割合になります。 ※同一世帯  
内の70〜74歳の人が国保を加入・脱  
退した時や、所得額などの変更があ  
った時は、負担割合をさかのぼって  
変更することがあります。

### 負担割合を判定する所得基準

区 分	医療機関の 窓口負担割合	市・県民税 課税標準額
一般・ 低所得者	2割 (誕生日が昭和19年4 月1日までの人は1割)	145万円未満
現役並み 所得者	3割	145万円以上

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民  
税非課税世帯です。

### 国保税の所得申告

国保税は、国保加入者の前年中(平  
成26年1月1日〜12月31日)の所得  
金額などを基に算定します。所得税  
や市・県民税を期日までに申告した  
人はその申告内容で算定しますが、

申告が済んでいない人は税務署また  
は市民税課で申告してください。

国保税には一定所得以下の世帯に  
掛かる税額を軽減する制度があり、  
軽減の判定には世帯主と加入者全員  
の前年所得の申告が必要です。税法  
上申告の必要がない人(確定申告や  
市・県民税の申告書などで扶養者に  
なっている配偶者と16歳以上の人)  
も申告が必要です。申告をする時期  
によっては国保税の税額が年度途中  
で変更になることがあります。

### 年金大引きから口座振替への変更

国保税が特別徴収(年金大引き)さ  
れている人と、これから年金大引き  
される人は、口座振替に変更できま  
す。支払い方法は7月上旬に発送す  
る納税通知書で確認してください。  
年税額は変わりません。手続き後、  
年金大引きを中止するまでに3〜4  
カ月かかるため早めに手続きしてく  
ださい。なお支払い方法を口座振替  
に変更した後、残高不足などにより  
引き落としができなかった場合は、  
年金大引きに戻すことがあります。  
※社会保険料控除は年金大引きの場  
合、年金受給者自身に適用されます。

□座振替での支払いの場合、支払っ  
た人の社会保険料控除になり、世帯  
の所得税や住民税が変わることがあ  
ります。 ④国保保険証、預貯金通

帳、□座届け出印を用意して直接、  
保険年金課へ ※郵送での手続きを  
希望する人は保険年金課へ連絡して  
ください。

### 国保税の減免制度

災害その他特別な事情で国保税が  
納められなくなった場合は、減免申請  
制度もありますのでご相談ください。

### 限度額適用認定証の申請

月ごとの医療費差額(ベッド代・食  
事代・保険診療外医療などを除く)  
の額が自己負担限度額を超えた場  
合、限度額適用認定証を提示すると  
医療機関窓口での支払いが限度額ま  
でになります(限度額は世帯の所得  
区分に応じて異なる)。現在認定証を  
持っている人は7月31日(金)で有効期  
限が切れるため、今後必要な場合  
は再度申請が必要です。 ④国保加  
入者70歳以上は住民税非課税世帯  
の人) ※70歳以上で一般・現役並  
み所得者は、高齢受給者証が限度額  
適用認定証と同様の効力のため、申  
請は不要です。 ④被保険者証を用  
意して、保険年金課へ ※国民健康  
保険税を滞納していると認定証の交  
付を受けられない場合があります。

別世帯の人が申請する場合は委任状  
が必要です。支所・出張所では受け  
付けできません。詳しくは給付担当  
に問い合わせてください。



# かけがえのないあなたの一票を大切に 埼玉県知事選挙

投・開票日は8月9日(日)7:00~20:00

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689・☎775-9819

任期満了に伴う埼玉県知事選挙は7月23日(木)に告示され、8月9日(日)に投票が行われます。この選挙は今後4年間、埼玉県政を託す人を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

## 投票できる人

次の要件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。【1年

齢】平成7年8月10日までに生まれ、満20歳以上の人 【住所】平成27年4月22日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

■4月23日以降上尾市へ転入した人  
平成27年4月23日以降に埼玉県内の他市区町村から上尾市へ転入の届け出をした人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次のいずれかの方法で投票できます。

①投票日の当日(8月9日(日))に、前住所地の投票所へ行って投票する。  
②告示日の翌日(7月24日(金))から投票日の前日(8月8日(土))までに、前住所地の選挙管理委員会に行って投票する。

③投票日の前日(8月8日(土))までに、上尾市の選挙管理委員会で投票する。この場合、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求する。請求に基づいて不在者投票関係の書類が郵送されるので、封を切らずに上尾市選挙管理委員会事務局(市役所4階)または期日前(不在者)投票会場へ持って行く。

※①~③のいずれかの方法で投票す

る場合、前住所地から上尾市に住所を移し、引き続き上尾市に住所がある旨の証明書(無料)か、住民票の写しが必要です。

## ①注意

埼玉県知事選挙では、投票日までに県外に転出した人は、投票することができません。

## 期日前(不在者)投票

投票日の当日、仕事などで投票できない人のために

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます(会場などは17ページ参照)。

## ■期日前投票

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある
  - ・レジャーや買い物などで投票日の当日に投票区内にいない
  - ・引っ越しなどで県内の他の市区町村に住んでいる
  - ・病気、けが、妊娠などの理由で投票所へ行くことが困難
- ※投票所入場券(届いている場合)をお持ちください。

## ■不在者投票

## ●出張先など滞在地で

仕事先や旅行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができません。事前の手続きが

必要ですので、市選挙管理委員会事務局に早めに問い合わせてください。

## ●病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票することができます。

## 投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人には、7月中旬に投票所入場券を郵送します。

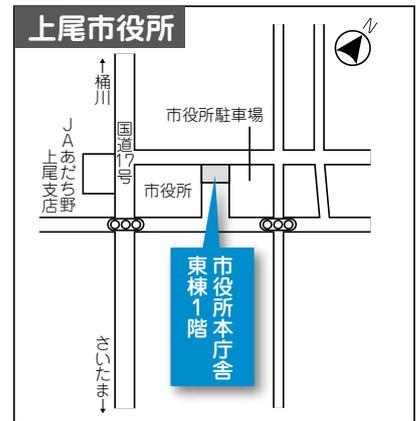
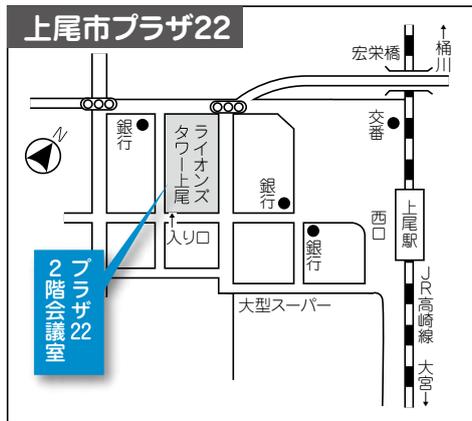
投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が入っています。本人分を切り離し、氏名を確かめてから、投票所にお持ちください。また、投票所入場券の裏面に「宣誓書(兼請求書)」が印刷してあります。期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。投票日当日に投票する場合は、記入の必要はありません。

入場券が見当たらない場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。



会場	期間	投票時間
市役所本庁舎東棟1階	7月24日(金)～8月8日(土)	8:30～20:00
上尾市プラザ22 2階会議室 (ライオンズタワー上尾内)		9:30～20:00
尾山台出張所	8月2日(日)～8月8日(土)	9:30～17:00

期日前(不在者)投票所



**代理・点字・郵便投票**

身体が不自由な人のために、次のような投票方法がありますので利用してください。

■代理投票

身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって記入します。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけません。ということになっていますので、安心してください。

■点字投票

目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

■郵便投票

郵便投票制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つている人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり投票所へ行くことができない人です。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。  
※身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがありますので、詳しくは市選挙管理委員

会事務局に問い合わせてください。

**選挙公報は新聞折り込みで**

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに新聞折り込みで配布します。投票の参考にしてください。

折り込みを予定している新聞は、読売・朝日・毎日・東京・日本経済・産経・埼玉新聞の各朝刊です。これらの新聞を購読してない世帯や折り込み漏れなどで配布されなかった場合は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、郵便局などに備えてありますので、ご利用ください。

**開票は即日、市民体育館で**

今回の埼玉県知事選挙は、次のように即日開票されます。 8月9日(日)21時～ 上尾市民体育館 ※投票・開票速報を市ホームページでも発表します。 ※選挙管理委員会で作成した「選挙のお知らせ」を新聞折り込みで7月上旬に配布する予定です。



時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ